

羅臼町告示第24号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和6年度において羅臼町が発注する建設工事又は測量、工事に係る調査・設計等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格等を次のとおり定める。

令和5年12月11日

羅臼町長　湊　屋　　稔

第1 資格要件

1 資格の種別

競争入札等の参加に係る資格審査（以下「資格審査」という。）の対象とする資格の種類は、別表に掲げるものとする。

2 共通的資格要件

羅臼町が発注する契約に係る競争入札等に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）に必要な資格（以下「資格」という。）の要件は、次の(1)～(4)（政令第167条の4関係）及び(5)に該当しないこととする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 契約に関して不正行為を行い、競争入札への参加を排除されている者
- (5) 次に掲げる税等に滞納がある者
ア 羅臼町税等
イ 消費税及び地方消費税

3 契約の種類による資格要件

(1) 工事の請負契約

次に掲げる要件をいずれも満たしている者とする。

ア 申請工種において、工種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可（以下「建設業許可」という。）を受けており、かつ、審査基準日において、その建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。なお、資格の登録有効期間を通じて支店長等の代理人に契約締結権限等を委任する場合は、委任先の支店等営業所が申請工種に対応する建設業許可を受けていること。

イ 申請工種において、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、同法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値の通知を受けていること。なお、その通知の基準日（＝決算日）は令和4年9月2日以降の日であること。

ウ イの経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る工事の種類について、基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。

エ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であ

ること。（これらの届出に係る義務を有する場合に限る。）。

- (2) 建築物の設計、土木施設の設計、測量、地質調査、技術資料作成及び造林に係る契約
次に掲げる要件をいずれも満たしている者とする。
- ア 審査基準日において、引き続き 1 年以上その事業を営んでおり、かつ、直前 1 年間にその事業に
係る事業高を有していること。
- イ 契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む。）数を有していること。（法令等で定めが
ある場合はその人数を有していること。）
- ウ 建築物の設計に係る契約については、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定
に基づく一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみ
の設計を業とする者は、この限りでない。
- エ 測量に係る契約については、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の規定による測量業者の
登録を受けていること。

4 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小
企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第
1 項第 7 号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協
業組合が次のいずれかに該当するときは、3 に規定する契約の種類による資格要件のうち営業年数に係
る資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第 3 条第 4 号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合に
あっては、設立の際に競争入札参加資格者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
また、(1)に該当する場合は、3 の(2)及び(3)の資格要件のうち、事業に係る事業高又は売上高につい
て、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

5 審査基準日

資格審査の基準日は、令和 5 年 12 月 1 日です。

第 2 資格審査の申請手続

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者
- ア インターネット申請による場合
インターネット回線を通じて利用申請を行った上で申請用データを送信する。
- ① データ受付期間：令和 5 年 12 月 11 日（月）9:00 から令和 6 年 1 月 31 日（水）17:30 まで。
利用申請受付先及びデータ送信先：北海道市町村入札共同審査システム
(<https://www.hoctec.info/>)
- イ 紙媒体申請による場合（羅臼町内業者のみ可）
令和 5 年 12 月 11 日（月）から令和 6 年 1 月 31 日（水）まで。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで)
- (2) 共同企業体
当該共同企業体が結成されたとき。
- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等
(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格者である企業組合又は協業組合
(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

- (5) 町長が特に必要と認めた者
町長の指定する日

2 申請の方法等

- (1) インターネット申請による場合

ア 申請の方法

① 申請の手続き

申請者は、インターネットを利用して、イに掲げる北海道市町村入札参加資格 共同審査ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）にアクセスし、エの北海道市町村入札参加資格共同審査協議会が運用する北海道市町村入札参加資格共同審査システム（以下、「共同審査システム」という。）に必要な情報の入力及び添付が必要な書類情報を送信することによって行う資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を行わなければならない。

② 共同審査システムのシステム利用申請及び電子申請入り口等

ポータルサイトへのアクセスは、次のホームページアドレスからによる。なお、共同審査システムの稼働時間については、ポータルサイトにおいて掲示する稼働日時による。

<北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル>

URL : <https://www.hoctec.info/kyoshin/>

③ 共同審査に係る申請の手引き及び様式等の入手先

共同審査に係る申請の手引き及び様式等は、ポータルサイトに掲載の資料よりダウンロードするものとする。

④ 共同審査に関する運営及び問い合わせ先

<北海道市町村入札参加資格共同審査協議会>

一般財団法人北海道建設技術センター

入札参加資格審査担当

TEL : 011-733-2322

(電話受付時間 土・日・祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)

E-mail : kyoshin@hoctec.or.jp

(メールによる問い合わせは24時間送信可能)

⑤ 共同審査システムの利用申請

申請者は、インターネットを利用して、ポータルサイトにアクセスし、共同審査システムの利用に必要な事前の手続きを行うものとする。

⑥ 資格審査申請情報の電子申請

利用手続きの申請完了後に通知されるログインID及びパスワードにより、ポータルサイトの共同審査システムへアクセスし、入札参加資格審査申請の画面上の申請フォームに必要事項を入力のうえ、申請情報及び共同審査申請の手引き等において添付が必要と明記している紙媒体の添付書類をPDFファイル形式に電子化したものと併せて送信しなければならない。

イ 申請書及び申請書に添付する書類

羅臼町で指示する書類 <北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル>を参照

URL : <https://www.hoctec.info/kyoshin/>

- (2) 紙媒体申請による場合（羅臼町内業者のみ）

ア 申請書様式

資格審査申請書の様式は第1の3(1)及び(2)については、一般社団法人北海道土木協会発行の北海道市町村統一様式を使用、または、北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルに掲載の資料をダウンロード、もしくは、羅臼町役場建設水道課にて受け取り提出するものとする。

イ 申請書に添付する書類

羅臼町で指示する書類

ウ 申請の方法

- ① 申請書は、郵送又は持参により提出すること。なお、持参の場合は提出のみで、当日の審査は行わない。
- ② 郵送、持参の各方法にかかわらず、必ず返信先の宛名を明記し 84 円切手を貼付した封筒（A4 判横三つ折用）を申請書に同封すること。

エ 申請書の送付先及び提出先

① 郵送の場合

宛名 〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83
羅臼町建設水道課建設水道係

② 持参の場合

提出場所 羅臼町役場 建設水道課窓口（庁舎 2 階）

第3 資格の等級区分

工事の請負契約うち、土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事及び管工事に係る競争入札参加資格者は、次に掲げる事項について行った審査結果により算出した総合評定数値を勘案した上で、町長が別に定める工事予定価格に対応する等級に格付するものとする。

1 客観的審査事項

経営事項審査の総合評定値通知書又は経営規模等評価通知書により評定する。

2 主観的審査事項

町が実施した工事施工成績について、前年及び前前年に施工した工事に係る評定点の平均値により評定する。

第4 登録者名簿・資格の等級区分の公表

登録者名簿及び資格の等級区分は、次に掲げる方法により公表する。

- 1 羅臼町役場建設水道課にて令和 6 年 3 月下旬より公表予定。
- 2 羽臼町ホームページにて令和 6 年 3 月下旬より公表予定。

第5 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

第6 資格の消滅

第 1 に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、当該資格を取り消す。また次のいずれかに該当することとなったときも同様とする。

- 1 競争入札参加資格に係る営業を廃止し、又は譲渡したとき。
- 2 競争入札参加資格の申請（変更に関する届出を含む。）において虚偽の申請をした者。

第7 資格の再審査の申請

次のいずれかに該当する者で引き続き競争入札参加資格を得ようとするものは、資格の再審査の申請を行うことができる。

- 1 競争入札参加資格を有する者の事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社の分割により移転されたとき。
- 2 競争入札参加資格を有する共同企業体の構成員の事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社の分割により移転されたとき。
- 3 競争入札参加資格を有する中小企業等協同組合（企業組合を除く。）が、その構成員（競争入札参加資格者である者に限る。）を変更したとき。

- 4 競争入札参加資格を有する企業組合又は協業組合が、その構成員を変更したとき。
- 5 競争入札参加資格を有する者が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続の開始決定を受けたとき。

別表

資格の種類

1 建設工事

資格の種類	左の資格に対応する建設業の許可	主な工事の内容
土木工事	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業	農業土木工事、森林土木工事、水産土木工事及び特殊工事以外の土木工事で、橋梁下部工事、簡易橋、しゅんせつ工事及びP Sコンクリート工事を含みます。
舗装工事	舗装工事業	アスファルト舗装等のほか簡易舗装も含みます。
建築工事	建築工事業 大工工事業 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 防水工事業 内装仕上工事業 建具工事業 清掃施設工事業 屋根工事業 板金工事業 ガラス工事業 鉄筋工事業 解体工事業	鉄骨、鉄筋コンクリート、ブロックによる建築工事及びその他の建築工事をいいます。
管工事	管工事業 水道施設工事業 消防施設工事業 清掃施設工事業 さく井工事業 熱絶縁工事業	室内外給排水、冷暖房、ガス、消火、空気調和、衛生設備工事をいいます。
電気工事	電気工事業 消防施設工事業 電気通信工事業	屋内外電気設備及び幹線工事をいい、弱電工事、電気通信工事及び道路の信号機、発電設備、照明設備等も含みます。
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業	鋼橋製作業者により行われる鋼桁製作、輸送、架設、床板工等の鋼橋製作から完成までの一連の工事を含みます。
塗装工事	塗装工事業	一般塗装のほか、道路の線引き等も含みます。
道路標識設置工事	とび・土工工事業	一般路側標識の設置をいいます。
造園工事	造園工事業	整地、植栽等による公園、緑地等の築造をいいます。
機械器具設置工事	機械器具設置工事業 鋼構造物工事業	ゲート、揚排水機、ポンプ、エレベーター、エスカレーター等機械器具の設置をいい、特殊大型標識等を含みます。

2 設計等

	資格の種類	左の資格に対応する建設業の許可	主な工事の内容
1	測量	測量業者	一般測量のほか航空測量も含みます。
2	地質調査		地質又は土質の調査をいい、計測も含みます。
3	土木設計		土木施設物の設計をいいます。
4	建築設計	一級建築士事務所 二級建築士事務所 ※建築設備設計のみの場合を除く	建築物の設計をいい、建築設備のみの設計を含みます。
5	技術資料作成		建築設計、土木設計、測量及び地質調査等の上記に掲げる資格以外の建設工事に関連するコンサルタント業務等で、コンピューターを用いた高度な技術資料を作成する業務、申請書作成業務、台帳補正、竣工平面図作成業務、各種補償コンサルタント業務、建設工事に関連する環境調査等をいいます。
6	道路清掃		機械器具等を使用した側溝、路面の清掃